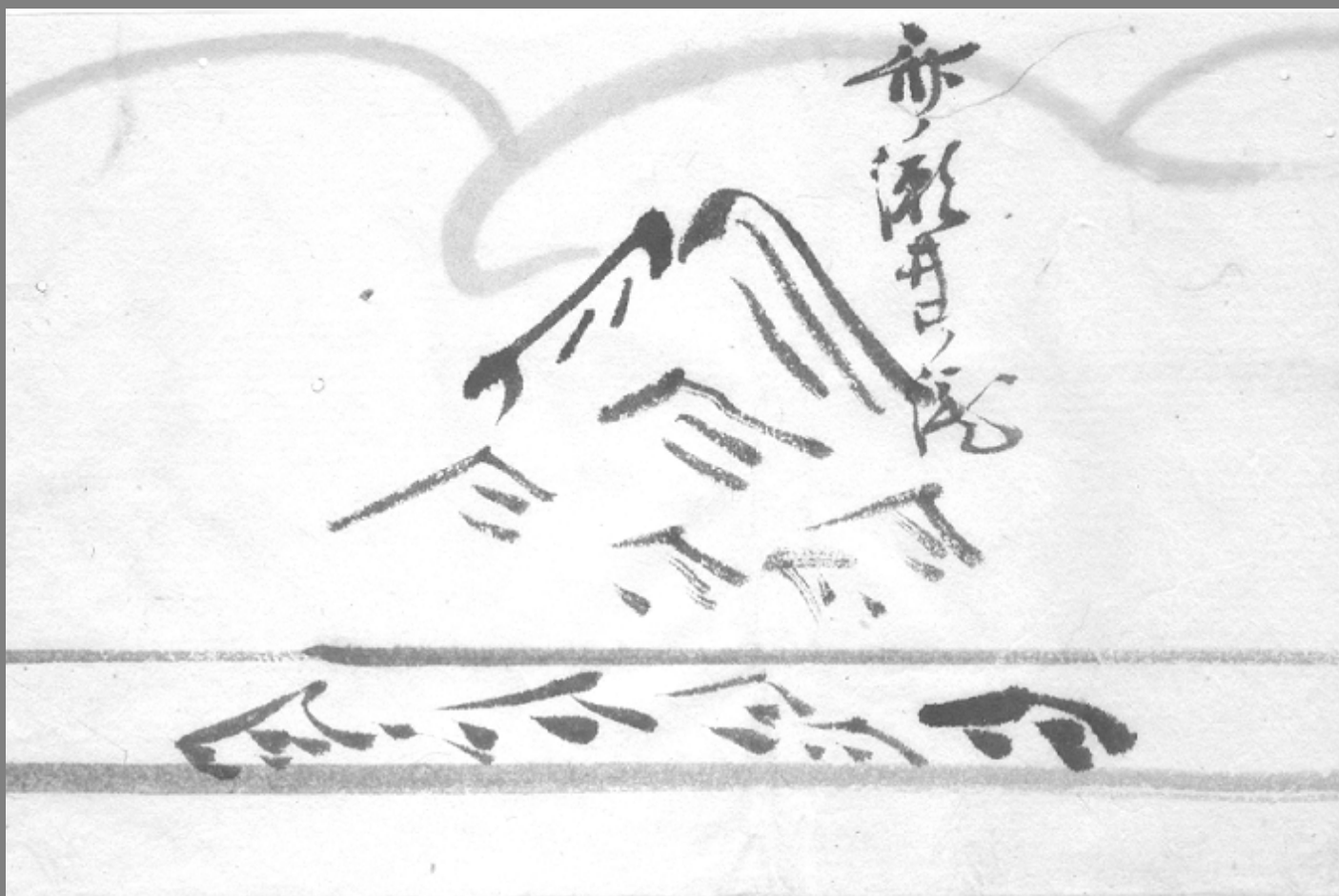


文 書 館 の 逸 品 展

秋本家文書



今川用水絵図

- 開催期間…平成20年4月29日（火・祝）～8月3日（日）
- 開館時間…午前9時30分～午後5時
- 休館日…毎週月曜日・第3木曜日（祝祭日と重なった場合はその翌日）
- 会場…文化の森総合公園 徳島県立文書館 2階展示室
- 主催…徳島県立文書館
- ◆ 担当職員による展示解説 ◆
6月8日（日）・7月21日（月・祝）午後1時30分から

入場無料

ごあいさつ

徳島県立文書館は県内各地から古文書や公文書、古い写真や映像資料を数多く収集し、いつでも閲覧できるよう整理・保存をいたしております。これまで企画したテーマに沿ってそれぞれの家の文書や資料を紹介して参りましたが、今回は「文書館の逸品展」として、収集した資料群の中から一家の古文書や絵図に焦点をあて、その記録から村の政治や経済、生活などを明らかにしたいと考えました。

今回は那賀郡小仁宇村（旧鷺敷町）で代々、村の肝煎庄屋を務めた秋本家の文書に焦点をあててご紹介いたします。絵図も含め約三、〇〇〇点余りの秋本家文書から、村の年貢や江戸人足の割り当て、文政二～四年の仁宇谷一揆の顛末、今川用水の開鑿、仁宇谷地域の物産と生業の様子、行き倒れた四国遍路者の取扱いなどを取り上げ、徳島藩政下の仁宇谷地域の人びとの思いや暮らしを明らかにします。

江戸時代の仁宇谷地域を生きた人びとの思いや暮らしにふれることによって、現代の私たちの生活に通じるものを感じ取っていただければ幸いです。さらに、これらを明らかにすることができる古文書や公文書などを保存する意義や大切さについて改めて考える機会にしたいと思えます。

この展示の開催にあたり、秋本嘉重氏、山住國廣氏、永本憲夫氏をはじめ数多くの方々のご協力をいただきました。末尾ながらお礼申し上げます。

平成二十年四月二十九日

徳島県立文書館 館長 計盛眞一朗

秋本家文書とは

秋本家は徳島県南部を流れる那賀川の中流域、仁宇谷の中心地である鷲敷の街の上流部に広がる小仁宇村（現那賀町・那賀高等学校付近）で江戸時代庄屋を勤めた家である。

その系図や由緒書（アキモ 00638, アキモ 00642, アキモ 00643）等によれば、元は信濃国（現長野県）諏訪の出身で、元は秋元姓を名乗っていたという。文亀2年（1502）ごろ阿波国那西郡櫛淵村（現小松島市櫛淵）に入って櫛淵姓を名乗り、室町幕府の管領であった細川政元の旗下にあったという。櫛淵次郎五郎は、蜂須賀家が阿波に入国した際には、一宮城で蜂須賀蓬庵（家政）にお目見えとなり200人扶持を与えられた。その後大栗山・仁宇谷で起きた一揆鎮圧に功があり、家政から那西郡の内で300石の知行地を与えるという宛行状（あてがいじょう）を受け取り、その写し（アキモ 00673）が残されている。文禄の役（秀吉による朝鮮出兵）に蜂須賀家政の共として参加した次郎五郎は朝鮮の地で果て、倅の所左衛門が跡を継ぎ、秋元と姓を元に戻して代々100石取りの蜂須賀家家臣となっている。

櫛淵次郎五郎の弟秋本右衛門五郎は、天正14（1586）年に古仁宇村（小仁宇村）に移住し政所役を勤めていた。その後仁宇谷一円は家老山田八右衛門の知行地となり庄兵衛・佐治右衛門ら秋本家の代々が小仁宇村の肝煎役を勤めた。（肝煎役は、基本的には蜂須賀家家臣給知の村の長に命じられる役目であった。小仁宇村は家老山田家の給知であった。）寛政期から天保期に、肝煎役のち庄屋役となった多三郎、天保期に庄屋となり明治に入って村役人を勤めた和三郎がいた。この多三郎・和三郎の親子二代に関する文書が秋本家文書の大部分を占めている。

こうした秋本家の古文書は、文書館職員が地元鷲敷町の古文書研究会の方々とともに平成9年、秋本家で直接調査をさせていただき、その後文書館でお預かりすることとなった。翌10年より整理にかかり、平成15年に公開をした。総点数3391点にのぼる膨大で良質な文書群である。秋本家文書の一部は、秋本家に共同で調査に入った鷲敷町古文書研究会により『鷲敷町の古文書 仁宇谷百姓一揆他庄屋記録』（平成10年刊）として解説公刊されている。

○ 日本道中記（日本国地図） アキモ 00021 71,6 × 138,0 (cm)

江戸時代末期、嘉永2（1849）年に出版された日本地図。経緯線（現在の緯度経度ではない）を記述した、いわゆる赤水図（長久保赤水が安永8（1779）年に刊行した改正日本輿地全図）の系統の地図で、道中記の名の通り細かな里程が書き加えられているのが特徴である。秋本家文書には、寺子屋教本なども含まれており、当時の知的な欲求の高さが伺われる。

村の庄屋 秋本家

年貢の徴収をはじめとして、庄屋の職務は極めて多岐にわたっていた。ここではその一部を紹介しよう。

○森哲蔵書簡 アキモ 00663

○御糺二付申上覚 アキモ 01526

小仁宇村は第 21 番札所太龍寺が近いこともあって、秋本家文書の中には行き倒れ遍路に関する古文書が多数残されている。行き倒れ遍路が発見された場合、村は小屋を掛けて食料を与え、必要な場合は医者に見せ、死亡した場合はこれを埋葬する義務を負っていた。

文久 2（1862）年、備中国（岡山県）出身の遍路しけと喜代助（生後 10 ヶ月）母子が那賀郡和喰村にさしかかった時に、突然喜代助が発病し、和喰村民の手当の甲斐もなく死亡した。報告を受けた組頭庄屋森哲蔵は秋本和三郎と土佐町年寄縫蔵を見分のために和喰村に派遣した。母親のしけや和喰村関係者の事情聴取を行った二人は、事件性の無いことや和喰村の対応に問題がなかったことを郡代手代に報告し、喜代助を埋葬し、しけについては本人の希望通りに出立させている。

このように自村だけでなく、他村で起きた行き倒れ遍路への対応も、那賀川中流域の庄屋に課せられた職務のひとつであった。

○御当置米奉預御請書之覚 アキモ 00428

行き倒れ遍路の扶養は村にとって大きな負担となっていた。藩の方でもある程度のケアをしており、扶養期間が一定の日数を過ぎると、藩から村に扶持方米が支給されていた。

このような行き倒れ遍路や公用でかり出された百姓への扶持米にあてるために、藩に納める年貢米の一部が当置米として村にプールされていた。この当置米は藩から命令がある度に払い出され、翌年の 8 月に残部が藩庫に納入される。藩からの支出命令が多すぎて当置米が「赤字」となった場合は、余裕のある近村から補填されることもあった。

管理責任者である庄屋は、毎年 3 月に前年 12 月までの分の、8 月に一年間の決算報告を行い、「鼠喰欠」その他の理由で欠損が生じた場合は弁済の義務を負わされていた。

江戸人足と江戸村役

江戸時代、徳島藩では領内の村からかり出されて江戸へ行き、藩邸で雑務に従事する百姓たちがいた。これを江戸人足・江戸村役という。これは百姓の夫役（領主に対する労役奉仕の義務）の一つであった。秋本家文書から、これらを負担する村の様子を見てみよう。

江戸人足と江戸村役は別々に徴発されるものであったらしく、まず【江戸人足】は、藩から各郡へ負担人数が割り当てられ、郡内の組村→村へと割り振られた。村では庄屋が人足を手配し、人足への給米は村の当置米（4ページ参照）から支給された。江戸人足は基本的にその村の百姓から仕立てるが、希望者の無い場合は他村から雇うこともあった。

○三ヶ年夫人足書物之事 アキモ 00507

この文書は、小仁宇村の江戸人足に那賀郡大京原村（阿南市）の平吉（21歳）を雇ったことを示すものである。3年務める約束で、給銀は1年に600目であった。平吉は宗門の確かな者であり、もし務め中に逃げ出し失踪した場合には請人（＝身許保証人）が給銀等の弁償をすることが記されている。

次に【江戸村役】は、郡ごとの負担人数が毎回ほぼ固定化していたようで、郡内では各組村の持ち回りなどで務められた。江戸村役については、旅費などの諸費用を、関係する村々の与内米で準備しなければならなかった。与内米とは村々から分担して出し合う米のことである。

○乍恐横切ヲ以奉願上覚 アキモ 00220

その与内米について、文政10（1827）年に仁宇谷村々の村役人の代表から海部・那賀の郡代手代へ願書が出された。これによれば、仁宇谷の江戸村役はこの頃、仁宇谷58か村のうち8か村（阿瀬比・中山・和喰・仁宇・雄・横石・延野・吉野）が当番制で務めており、当番以外の村（57か村）からは与内米が集められて当番村へ渡されていた。つまり仁宇谷では江戸村役に実際に人を出す村と、与内米だけを出す村に分かれていたようである。ところが、与内米だけを出す村々から不平等なことがあると訴えがあった。それは、江戸村役に人を出す村が、集められた与内米からその旅費などを準備してもそれに余りができ、余った分がその村の得になっている。逆に与内米を出すだけの村はいつも出すばかりで損をしている。だから今後は江戸村役を仁宇谷の全村で務めるようにすれば不平等が無くなる、というものであった。

こうした与内米や様々な夫役の負担をめぐることは、百姓たちの間で揉め事の種となることが多く、時には百姓一揆に発展するようなこともあった。

（※参考文献 高橋啓『近世藩領社会の展開』溪水社 2000年）

仁宇谷騒動

江戸時代の村は、庄屋など村役人が運営した。領主に納める年貢・諸役や村を運営するための費用である村入用費は、村役人が百姓に割り当て（これを割符[わっぷ]という）、納入させた。そのため、割符のときに不正がしやすく、また不正を疑われた。このように、村役人と百姓の間には常に割符をめぐる緊張関係があり、それが騒動に発展することがあった。これを「村方騒動」という。

また、村々は10カ村前後で組村を構成し、組村の百姓が負担する組村入用費によって組頭庄屋が運営した。秋本家を肝煎とする小仁宇村がある仁宇谷は、58カ村で組村を構成し、仁宇村の柏木叟右衛門が組頭庄屋を勤めた。

文政2（1819）年2月6日、藩主蜂須賀斉昌が仁宇谷へ巡見にやってきた。柏木叟右衛門邸に宿泊した斉昌は、翌日那賀川を船下りして帰っていった。藩主巡見のために仁宇谷58カ村が要した費用は銀21貫余りといわれている。これが村々の百姓に割り当てられ、組頭庄屋柏木叟右衛門の割符に対する不満が仁宇谷騒動に発展したのである。

5月26日 割符に不正があると、吉野村河原に百姓が集結。

28日 割符に対する願書を作成するため、阿井村河原に百姓が集結。秋本多三郎ら5人の村役人が出張し、相談は屋内ですべきと説諭。

30日 800人程集結し、阿井村蓮台寺で相談。多三郎ら3人の村役人が出張し、各村1～2人残して他の者は帰村するよう説得するが拒否。

6月2日 多三郎、徳島城下に出府し、郡代楠本官八に注進。

3日 一統は蓮台寺で連判状を作成。一統不参加者への制裁措置も決定。

4日 多三郎、郡代に鎮圧依頼の書状(アキモ00176)を提出。

5日 郡代所の手代3人が到着、蓮台寺で一統と願書の提出について交渉。

6日 郡代2人・手代3人が到着。桑野村など組頭庄屋6人も出張。手代は、一統から願書、柏木叟右衛門から割符帳を受け取る。なお、柏木叟右衛門は謹慎処分、加茂村組頭庄屋が仁宇谷組頭庄屋の御用を勤める。

7日 一統は帰村。多三郎、小仁宇村の動向を手代に報告(アキモ00177)
郡代・手代らは8・9日に引き揚げ。

19日 多三郎と西納村庄屋忠三郎に、内々に郡代所から呼出状(アキモ00075)。

24日 騒動の指導者名とその言動を書き上げ、郡代に報告(アキモ00180)。

8月12～18日 平野村正光寺に各村一統の代表者が集められ、願書に対する郡代の下知が手代から申し渡され、18日朝に一統は受印する。その後、一統は不参加者への制裁措置を決定する(アキモ00181)。

文政3（1820）年 小仁宇村の不参加者が生活困窮を歎願(アキモ00182)。

乍恐奉申上覚

仁宇谷筋

一先達而奉申上候仁宇谷筋百姓共願之儀

御座候而仁宇阿井両村へ罷出居申者ども

今日迄八組頭手元へ願出申趣二而御座候所

今晚二而八御役所様へ御願申上義も

難計様相見へ申候何卒乍恐

御上より御役人様二而も被為仰付被下候八

難有仕合奉存候私村之百姓共義も

私共より相押候へ共今日右村へ十五六人罷出

相加り候様相見へ奉恐入候然共今晚八

当村へ罷歸り居申候乍恐右之段候八

書付ヲ以奉申上候以上

小仁宇村秋本多三郎

卯六月四日 玉田庄野 沢足立 当テ

友釣りの流行と藩の禁令

～それでも釣りはやめられない～

昔から那賀川の鮎は流域住民にとって貴重なタンパク源であった。秋本家文書にも、江戸時代後半の那賀川中流域で網や取り鎌などによる鮎漁が行われていたことが記されている。このころは自由な鮎漁は認められておらず、川の区間を定めて漁業者に入札させ、落札者に運上銀の納入と引き替えに漁を認める「所請制度」が行われていた。

○仕上御請書之覚 アキモ 01566

このような「所請制度」を大きく揺さぶったのが、那賀川流域への「添釣」（友釣り）の普及である。嘉永6（1853）年4月に出されたこの文書には、北方表（吉野川流域）から「新規なる道具」を携えた「釣上者」が入り込んで鮎を釣り、そのまねをする者が村々に出現していること。「川筋請所人」が迷惑しているとの理由で、藩が「添釣」禁止したことが書かれている。

○小仁宇村中総代与利吉外書簡 アキモ 01560

○御行着二付申上覚 アキモ 01573

いくら禁止されても、ひそかに添釣を続ける百姓は後を絶たなかったようである。翌年の閏7月に村中総代名で庄屋の秋本家に対して、「添釣に手を出す者がいては村全体の責任にもなりかねないので、あやしいと思われていた『漁好』の者5名を呼び寄せて注意して欲しい」という願いが出されている。ちなみに願い出た総代の中には「請所人」も含まれている。

さっそく庄屋のもとに呼び出された5名は白状させられ、釣り道具は没収の上、不始末を詫び、二度としない旨を誓約する「請書」を提出させられている。ただし、これで添釣が後を絶ったかどうかは不明である。

江戸時代には「運上銀を払っている既存の漁業者の妨げとなる」「百姓が釣りに夢中になって、農業が疎かになる」などの理由から、各地で友釣りを禁止する法令が出されている。ここにあげた一連の古文書は、阿波でもそのような禁令が出されたこと。それでもひそかに友釣りが行われていたことを示す興味深い資料である。

仁宇谷の産物

那賀川中上流域の谷あいには展開する那賀奥は「仁宇谷58ヶ村」と称され、主要産物の木材や薪ばかりでなく、米や雑穀、茶・砂糖・煙草などさまざまな物産を生産して地域の生活を支えた。残された文書を通して仁宇谷産物を紹介する。

○仕上書物之事（筍・竹皮） アキモ 01231

竹は、建築資材として重要であるばかりでなく食用としての筍や、小枝から竹の皮にいたるまで、箒・籠・草履など日常生活の不可欠な素材として活用された。このため竹林の維持・管理も重視され御蔵奉行や林方代官が藩の役職として置かれていた。文書からは、御蔵蔵は毎年出てくる筍一本にいたるまで厳重に管理することが通達されていたことや、筍皮売買の運上金を上納すること（アキモ 00802）などがわかる。

○急々申達候、先日申達有是上製茶此度御試（茶） アキモ 00027

茶・番茶は現在でも仁宇谷を代表する産物である。高級な上茶から自家用の番茶まで日常生活に欠かせない産物として仁宇谷一帯で生産された。秋本家にも茶に関する文書が産物に関する記録の中では一番多く残されている。文書からは上製茶の試作を申し付けられたことや、茶の銘柄・相場価格・生産人（アキモ 01192）など製茶が盛んに生産され取引されていたことがうかがえる。

○甘蔗作砂糖作高取調（甘蔗・砂糖） アキモ 00733

江戸時代、和三盆糖に象徴されるように砂糖は阿波の代表的農産物のひとつであった。特に、阿讃山地の南麓の板野郡や阿波郡は、文政年間では甘蔗・砂糖とも最大の生産地であったが、那賀郡も少数であるが産出されていた。この文書からは甘蔗と砂糖生産高や報告が督促されていることがわかる。

○仁宇谷諸産物御趣法元入銀納借人共引当相調上帳 アキモ 02147

仁宇谷産物には生産振興の手だてとして特別の「趣法」があり、願い出によって庄屋・五人組など村役人が保証人となって藩から資金が貸し出された。貸付金の利息も定められ、借用が許可された者については年賦で返納した。産物方奉行のもと、村に産物趣法裁判役が置かれた。この趣法は仁宇谷産物の生産振興をはかるための仁宇谷固有のシステムであるが、貸付金の取りたても厳しく、凶作や産物の相場値の下落などの不測の事態に困窮し、返済の延期を願い出るなど村人の生活も決して楽ではなかったことがうかがわせる。

悲願 今川用水の開鑿

小仁宇村・和食村・和食町・土佐町は元々那賀川の南岸に広い平野部を持っていたが、大河川である那賀川の水を農業用水に利用できず、小仁宇村にあった溜め池や谷水を利用してわずか3町歩ほどの水田耕作しかできなかったため、人びとは苦しい生活を強いられてきた。そこで村々は那賀川上流の築ノ上村鵜之首を取水口にした用水を何度も願い出ていた。用水の開鑿はこの地方の人びとの悲願だったのである。天保期、今川伊九郎の活躍もあり用水はようやく完成した。

○乍恐奉願上覚（新用水普請願書控） アキモ 01782

秋本家に残る文書によれば築ノ上村鵜之首を取水口とした新用水の計画は、明和年間に始まっている。明和3(1766)年ごろ作成のこの文書によれば、和食村弥吉・和三郎の両名が木頭代官宛に願書を出し、小仁宇村の人びとも同調している様子がわかる。この頃に報告した覚え書きによれば、用水の長さは55町（約6キロメートル）この用水によって田にすることができる土地は、22町5反ほどと計算している。このときは、安永10(1781)年ごろまで藩に用水工事を求め続けていることがわかる。

○乍恐奉願上覚（新用水普請願書控） アキモ 02402

この文書は、天保6(1835)年に作成された小仁宇村庄屋・和食村庄屋の連名により那賀郡役所に新用水の工事を求めた願書である。天保飢饉のあったこの頃から再び新用水への期待が高まっていったようである。天保14(1843)年には、ひとまず完成したようであるが、その後も那賀川の洪水などにより、破壊されることが度々であったようである。

この新用水は、小仁宇村の郷付浪人今川伊九郎が用水工事を先導し私財を投じたといひ、今川用水の名が付けられている。

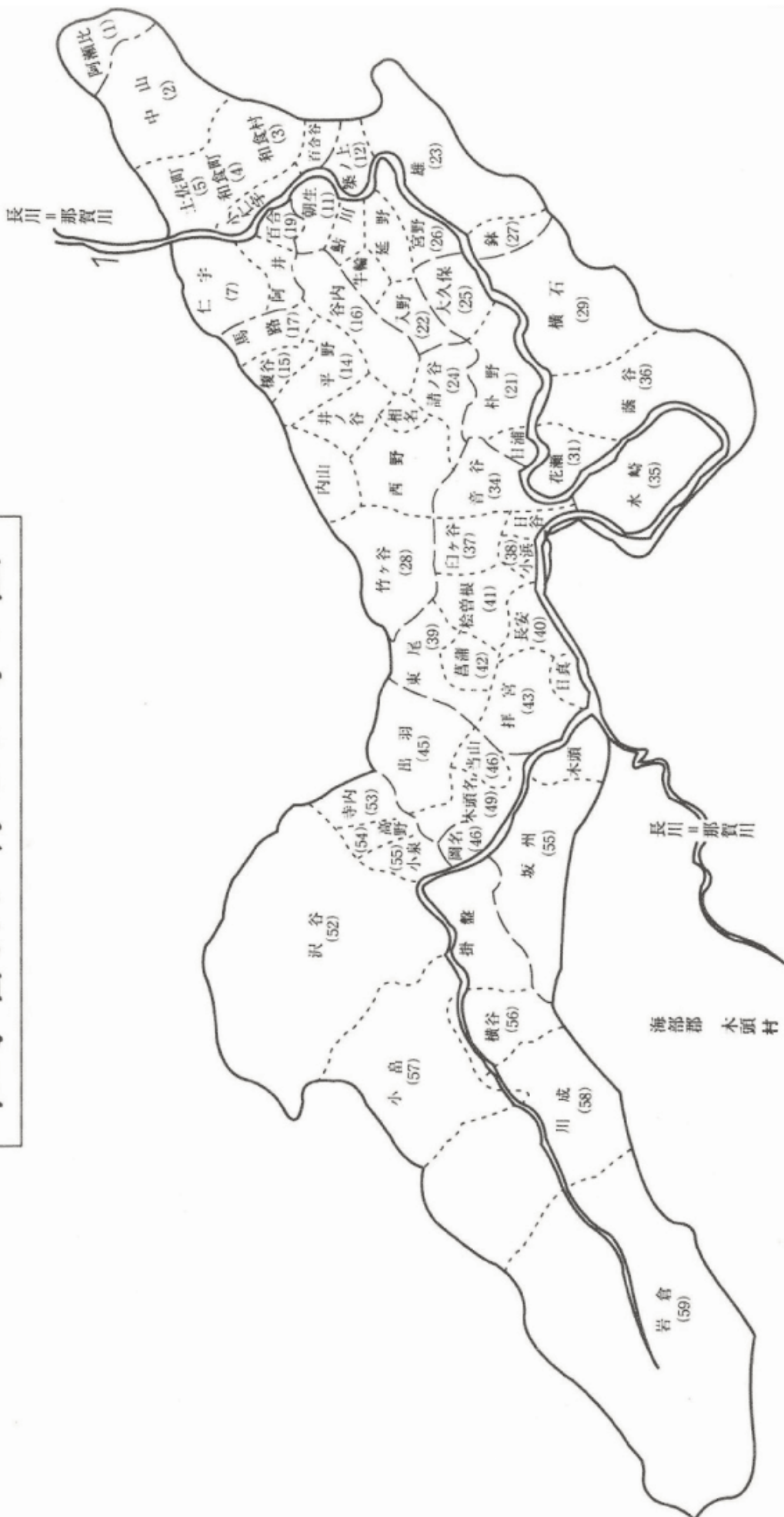
○今川用水絵図 アキモ 00052

那賀川の中流域雄村から和食村まで描かれたこの絵図は、築ノ上村鵜之首で取水した用水を中心に描いたものである。蛇行して流れる那賀川に沿うようにして用水が作られた様子がわかる。那賀川の川沿いに通る道筋に発達した土佐町・鷺敷町の様子が描かれ興味深い。

○和食・土佐町・小仁宇・百合村々新用水図 秋本家 26,5 × 586,7(cm)

築ノ上村鵜之首の取水口から和食町まで彩色で書かれたこの巻子の絵図は、那賀川に沿って、用水とその周辺の様子が細密に描かれている。特に用水が山や谷を越えるときの様子が詳しく書き込まれ、用水工事を難しくしていたであろうことがよくわかる。安政元(1854)年と書かれているが、作者は不明である。

仁宇谷57ヶ村と2町の図



鷺敷町古文書研究会編

『仁宇谷一揆他庄屋記録』より

展示資料一覧

No.	表題	年代	備考
小仁宇村 秋本家について			
1	乍恐申上覚(秋本家由緒について)	(文政6)(1823)	アキモ00638
2	日本道中記(日本国地図)	嘉永2(1849)	アキモ00021
村の庄屋 秋本家			
3	森哲蔵(達・遍路病死につき見分指示)	文久2(1862)	アキモ00663
4	御糺ニ付申上覚(遍路病死の件)	文久2(1862)	アキモ01526
5	御当置米奉預御請書之覚	嘉永元(1848)年	アキモ00428
6	那賀郡之内古仁宇村御検地帳(天正検地帳の写し)	元禄4(1691)年	アキモ00310
7	那賀郡小仁宇村当已秋御年貢内面附帳	明治2(1869)年	アキモ01714
江戸人足と江戸村役			
8	乍恐横切ヲ以奉願上覚(江戸村役与内米等仕立方の件改善願ひ)	文政10(1827)年	アキモ00220
9	覚(江戸村役与内米受取証)	(近世後期)	アキモ01170001
10	三ヶ年夫人足書物之事(江戸人足約束証文)	元治2(1865)年	アキモ00507
11	江戸人足給銀受取通	元治2(1865)年	アキモ00512007
仁宇谷騒動			
12	乍恐奉申上覚(鎮圧のため郡代所役人の派遣依頼の件)	文政2(1819)年	アキモ00176
13	乍恐奉申上覚(騒動に対する小仁宇村百姓の動向の件)	文政2(1819)年	アキモ00177
14	中川義兵衛外2名(達・内密の御用につき呼出状)	文政2(1819)年	アキモ00075
15	一右者義ハ(仁宇谷騒動指導の百姓11人の言動報告の件)	文政2(1819)年	アキモ00180
16	乍恐奉申上覚(藩の裁定後に騒動不参加者への制裁連判の件)	文政2(1819)年	アキモ00181
17	書付ヲ以申上覚(騒動不参加のため制裁を受け生活困窮の件)	文政3(1820)年	アキモ00182
18	覚(騒動に同意せず神妙のため脇差・夫役御免の件)	文政5(1822)年	アキモ00157
鮎友釣りの流行と藩の禁令			
19	当正月御触之覚(小鮎・いきなご捕獲制限の請書)	(近世後期)	アキモ01454
20	仕上御請書之覚(鮎諸魚請所運上銀の件)	嘉永6(1853)年	アキモ01569
21	仕上御請書之覚(鮎釣禁止に付き請書)	嘉永6(1853)年	アキモ01566
22	小仁宇村中総代与利吉外(書簡・鮎添釣禁止申し聞かせ依頼)	嘉永7(1854)年	アキモ01560
23	御行着ニ付申上覚(鮎添釣禁止の請書)	嘉永7(1854)年	アキモ01573
仁宇谷の物産			
24	仕上書物之事(御蔵敷筭盗み取り禁止の請書)	嘉永元(1848)年	アキモ01231
25	覚(筭皮代上納銀受取証)	天保6(1835)年カ	アキモ00802
26	森匠次郎(達・上製茶製方試作の件)	(近世後期)	アキモ00027
27	御定御相場付(上製茶相場目録)	(近世後期)	アキモ01192
28	森匠次郎(甘蔗作砂糖作高取調べの廻状)	慶応元(1865)年	アキモ00733
29	仁宇谷諸産物御趣法元入銀拝借人共引当相調上帳	天保10(1839)年	アキモ02147
今川用水			
30	乍恐奉願上覚(新用水普請願書控)	明和3(1766)年	アキモ01782
31	乍恐奉願上覚(新用水普請願書控)	天保6(1835)年	アキモ02402
32	(今川用水絵図)	(近世後期)	アキモ00052
33	和食・土佐町・小仁宇・百合村々新用水図	安政元(1854)年	秋本家

*資料保存のため、期間中展示品が変わることがあります。

文書館の逸品展 **秋本家文書**
 平成20年4月29日発行
 編集・発行 徳島県立文書館